

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>開議後参着したとき、又はその日の会議が終わるまでの間に議事堂から退出しようとするときは、その旨を議長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>疾病、出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>